

市有財産(宮ノ前2丁目)の貸付公募実施要項  
(一般競争入札方式)  
(駐車場限定)

(この入札に参加するためには事前の申込が必要です)

令和5年3月実施  
伊丹市

## 目次

1. 概 要.....	- 2 -
2. 入札参加資格要件.....	- 2 -
3. 契約条件.....	- 3 -
4. 入札参加申込(郵送又は持参).....	- 5 -
5. 入札参加資格審査結果の通知.....	- 6 -
6. 入札(郵送又は持参).....	- 6 -
7. 開 札.....	- 7 -
8. 契約の締結.....	- 7 -
9. 本貸付公募実施要項に対する質問.....	- 8 -
10. その他の注意事項.....	- 8 -
11. 公募に関する問い合わせ先.....	- 8 -

## 1. 概要

伊丹市では、保有資産の有効な利活用及び市の財源確保の一環として、一般競争入札により市有地の貸付公募を行います。

### (1)入札対象となる物件

所在地	面積	使用用途	最低貸付料 (月額)	貸付期間
伊丹市宮ノ前2丁目210-6 (一部)	約 220 m <sup>2</sup>	平面路外駐車場	110,000 円 (税込)	令和5年4月17日～ 令和10年3月31日

※貸付期間の更新は認めないものとします。

※位置図、案内図、現地写真は「図面集」を参照ください。

### (2)入札手続のスケジュール

手 順	期 間
入 札 参 加 申 込 期 間	令和5年3月 1日(水)～令和5年3月17日(金)
質 問 書 提 出 期 間	令和5年3月 1日(水)～令和5年3月10日(金)
質 問 書 回 答	令和5年3月14日(火)
入 札 参 加 者 の 決 定	令和5年3月20日(月)
入 札 ( 郵 送 又 は 持 参 )	令和5年3月22日(水)～令和5年3月29日(水)必着
落 札 者 の 決 定	令和5年3月30日(木)※
契 約 保 証 金 の 納 付	落札者の決定から契約日までに納付
契 約 日	令和5年4月 7日(金)(予定)
貸 付 開 始	令和5年4月17日(月)

※令和5年3月30日(木)をもって入札金額の審査を行い、落札者を決定するが、最高の金額に入札が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

## 2. 入札参加資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たす法人に限り入札に参加することができます。

- (1)最近3年間(令和2年3月1日～令和5年2月28日まで。以下同じ。)において、継続して駐車場の管理運営に関する業務実績を有していること。
- (2)最近3年間において、法人税または所得税並びに市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。
- (3)本貸付公募実施要項配布の日から借受人決定までの期間において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4)本貸付公募実施要項配布の日から借受人決定までの期間において、伊丹市入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限又は伊丹市入札参加停止基準による入札参加停止の措

置を受けていないこと。

- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しないこと。
- (6)伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (7)労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- (8)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けていないこと。
- (9)民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)等により再生手続等開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (10)公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (11)本貸付公募実施要項の内容を遵守できること。

### 3. 契約条件

#### (1)物件の位置

伊丹市宮ノ前2丁目210-6(一部)

#### (2)使用用途

平面路外駐車場(時間貸・定期の割合は問わない)。ただし、駐車場の一部に借受人自ら運営するカーシェアリング用の車両を設置し、サービスを提供することは差し支えありません。

#### (3)貸付期間

貸付期間は令和5年4月17日から令和10年3月31日とします。

なお、駐車場の整備工事は契約日以降に行うものとします。

#### (4)物件の使用形態

民法第601条に基づく土地の賃貸借契約とします。また、借地借家法(平成3年法律第90号)の規定の適用はありません。

#### (5)貸付料

最低貸付料(予定価格)は110,000円(月額:消費税込)とし、最低貸付料の額以上でかつ最高の額で入札した者の金額を貸付料とします。

貸付料は、貸付期間の開始日より発生します。市が別途発行する納入通知書(4半期毎、4枚分を年度当初に一括して発行)により、納入期限までに納入してください。

#### (6)入札保証金

免除する。

#### (7)契約保証金

落札者は、契約締結時までに契約保証金として貸付料の3か月分を、市の発行する納入通知書にて納入するものとします。なお、契約保証金は契約満了時に還付しますが、未納の貸付料、損害賠償金その他の債務金があるときは、その額を控除して還付します。

#### (8)貸付料の遅延利息

借受人は、貸付料を市が指定する納入期限までに納入しない場合は、その期限の翌日から納入までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について政府契約の支払遅延防止等に

関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が定める率で計算した金額を延滞金として市に支払わなければなりません。

#### (9) 駐車場整備

駐車場として整備する上で、次の各号を遵守してください。

- ① 駐車場に必要な設備の整備及び必要な保守管理は借受人の負担で行うこと。また、整備にあたっては周辺地域への安全配慮等を十分に行った内容とすること。
- ② 区画を計画する際は、別図に示すとおり、西側道路から2mの幅を維持しフェンス①へ接続を確保すること。区画計画は契約締結前に市へ提出し、承認を受けるものとする。ただし、実際に明示する必要はないが、当該通路は家屋 A の建築基準法上の接道要件を満たすものとなるため、構造物の設置は認めない。運営開始後修繕・模様替えその他原型を変更する行為をしようとするときについても同様の承認を受けること。

#### (10) 管理内容と管理体制

駐車場の管理にかかる内容と体制は、次の各号を遵守してください。

- ① 駐車場の営業時間は 24 時間可能とする。
- ② 契約する駐車場の範囲については、常時美化に努めること。
- ③ 駐車場の利用に係るトラブル・苦情対応は借受人が行い、24時間体制で速やかに対応すること。
- ④ 借受人にてインターフォン又は電話によるコールセンター等を整備し対応すること。
- ⑤ 駐車場を整備するにあたっては、精算機の照明や音量、利用者のゴミ等について近隣に対する配慮と対策を講じること。
- ⑥ 近隣住民等からの問い合わせや相談等があった場合は、適宜現地確認を行い、丁寧な対応に努めること。
- ⑦ 借受人にて防犯カメラや啓発看板の設置等による防犯対策に努めること。
- ⑧ 駐車場内において事件等が発生した場合、警察の捜査に協力すること。
- ⑨ 駐車場の使用状況等について月報を作成し、翌年度4月末までに前年度分をまとめて報告すること(契約満了時は満了の日から30日以内)。また市から照会があった場合は速やかに報告すること。報告事項は月ごとの利用台数・月極契約台数とし、書式は任意とする。
- ⑩ これらにかかる一切の費用は借受人で負担すること。

#### (11) 契約の無効・取消

次の各号のいずれかに該当するときは、契約は無効又は取り消すこととします。

- ① 借受人が契約書並びに本貸付公募実施要項の各条項に違反したとき。
- ② 入札参加資格の詐称その他不正な手段によってこの契約を受けたことが明らかとなったとき。

#### (12) 原状回復

- ① 契約が解除された時又は契約期間が満了して引き続き契約しない時、借受人は市が指定する期日までに使用物件を原状回復の上、返還すること。ただし、事前に市の承認を受けた場合はこの限りではない。
- ② 借受人が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市がこれを行ってその費用を借受人に請求することができる。この場合、借受人は何等の異議を申し立てることが

できない。

#### (13)損害賠償

- ①借受人は、本件業務にかかるリスクに対応する損害保険に加入すること。
- ②借受人は、その責に帰する理由により物件の全部又は一部を滅失若しくは毀損したときは、当該滅失または毀損による物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、物件を原状に復した場合はこの限りではない。
- ③前項に定める場合のほか、借受人は契約書並びに本貸付公募実施要項の各条項に定める義務を履行しないことにより、物件及び市その他に損害を与えたとき、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

#### (14)その他

- ①借受人は、物件を転貸し、その権利を譲渡し、又は「3(2)使用用途」で指定している用途以外に供してはならない。また、物品等の販売や自動販売機等の設備を設置することはできない。
- ②定期駐車券を発行する契約は可とする。ただし、保管場所使用承諾証明の発行は運営事業者の費用と責任において発行すること。利用者に対する証明発行手数料の徴収について、市は関与しない。
- ③物件に建築物並びに工作物の設置をすることはできない。ただし、物件の維持管理上必要となる、最小限でかつ簡易な工作物を設置することは可能とする。なお、この場合、事前に市と協議し承認を受けること。
- ④借受人は、物件を担保に供してはならない。
- ⑤市は借受人に対し、物件について随時実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持又は使用に関し指示することができる。
- ⑥借受人は物件の付近の住民に対し、事業開始前に使用用途等について十分説明を行い、理解を得ること。
- ⑦その他駐車場整備に係る関係法令・規定を遵守し、警察・消防機関など必要な協議・申請等は借受人にて事前に行うこと。
- ⑧本貸付公募実施要項に定めるもののほか、仕様の細部並びに当該物件の使用に際し必要な事項が生じた場合は、事前に市と協議すること。
- ⑨引き渡しは、現状有姿とする。現地を確認の上、入札に参加すること。

#### 4. 入札参加申込(郵送又は持参)

入札に参加を希望する者は次のとおり入札参加申込書(様式第1号)、その他必要書類に所定の事項を記入、押印のうえ、提出してください。

##### (1)提出期間

令和5年3月1日(水)から令和5年3月17日(金)17時30分(郵送の場合は当日必着)

窓口受付期間:午前9時～午後5時30分(土、日、祝日除く)

##### (2)提出先

〒664—8503

伊丹市千僧1丁目1番地 (3階)

伊丹市役所 総合政策部 施設マネジメント課 宛

(3)必要書類

- ア 入札参加申込書(様式第1号)
- イ 商業登記簿謄本または履歴事項全部証明書
- ウ 印鑑証明書(令和5年1月1日以降に発行されたもの)
- エ 納税証明書(令和5年1月1日以降に発行されたもの)  
※その3の3(未納税額が無いことの証明)
- オ 伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱第11条に規定する誓約書(様式第2号)

(4)提出方法

持参又は郵送により必要書類を封筒に入れ提出して下さい。  
郵送の場合、郵便局の窓口において「一般書留」、「簡易書留」のいずれかの方法により送付して下さい。(費用は入札参加者の負担です。)  
※申込みにあたっては、電話での御連絡もお願いします。

(5)封筒記載事項

封筒には宛先のほか、次のことを明記して下さい。  
ア 案件名(「市有財産(宮ノ前2丁目)の貸付」)  
イ 「入札参加申込書在中」の表示

5. 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、令和5年3月22日(水)頃に郵送にて通知します。(市所定の入札書、入札参加資格者証を同封します。)

6. 入札(郵送又は持参)

(1)提出期間

令和5年3月22日(水)から令和5年3月29日(水)17時30分(郵送の場合は当日必着)  
窓口受付時間:午前9時～午後5時30分(土、日、祝日除く)

(2)提出先

〒664—8503  
伊丹市千僧1丁目1番地 (3階)  
伊丹市役所 総合政策部 施設マネジメント課 宛

(3)必要書類

- ・入札書  
※入札金額は、伊丹市所定の入札書にアラビア数字で記載して下さい(月額:消費税込)。  
記名押印若しくは件名を欠き、金額の訂正をし、又は文字の判読ができないもの等は無効となりますのでご注意ください。

(4)提出方法

持参又は郵送により必要書類を封筒に入れ提出して下さい。  
郵送の場合、郵便局の窓口において「一般書留」、「簡易書留」のいずれかの方法により送付して下さい。(費用は入札参加者の負担です。)

※申込みにあたっては、電話での御連絡もお願いします。

(5)封筒記載事項

封筒には宛先のほか、次のことを明記してください。

ア 案件名(「市有財産(宮ノ前2丁目)の貸付」)

イ 「入札書在中」の表示

(6)その他

入札参加資格制限に抵触する者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札、並びに最低貸付料の額に満たない金額が記載された入札は失格とします。

7. 開 札

(1)日 時

令和5年3月30日(木)午前10時 00 分

(2)場 所

伊丹市役所 3階303会議室

(3)落 札

3(5)の最低貸付料以上で最高額のものをもって落札とします。なお、この場合において、同額の応札者が2者以上ある時は、くじにより落札者を決定します。

(4)立 合

立会は任意です。(入札参加者以外の立会は認めません。)

入場できる者は、1入札参加者につき2名以内とします。なお、入場にあたっては、市が通知した「入札参加資格者証」を持参して下さい。

(5)入札結果の通知と公表

入札結果の通知は、各入札参加者に後日郵送します。

また、市ホームページで、落札者の金額と社名、入札参加者数を公表します。

8. 契約の締結

(1)契約書

伊丹市が定めた契約書によります。

(2)契約の取り止め

落札者が契約を締結するまでの間に入札参加資格制限に抵触した場合は契約しません。

(3)契約締結日

令和5年4月7日(金)を目安とします。

(4)契約保証金

落札者は、契約保証金として3(7)に示す金額を、落札者の決定日から契約締結日までに市が発行する納入通知書により一括で納入してください。

(5)公租公課の負担

契約書に添付する印紙税は借受人が負担してください。

## 9. 本貸付公募実施要項に対する質問

本貸付公募実施要項に関する質疑がある場合は、次のとおり提出してください。なお、電話での質問には回答しません。

### (1)提出期限

令和5年3月10日(金)17時30分 必着

※受付期間を過ぎて提出された質問書には回答しません。

### (2)提出方法

メールにより別紙質問書(様式第3号)にて提出してください。(メール以外の方法による受付は行いません。)件名は「【〇〇(社名)】市有財産(宮ノ前 2 丁目)の貸付公募に関する質問書」としてください。

### (3)提出先

伊丹市 総合政策部 施設マネジメント課 宛

e-mail:[shisetsu-m@city.itami.lg.jp](mailto:shisetsu-m@city.itami.lg.jp)

### (4)回答方法

回答は市ホームページに令和5年3月14日(火)中に掲載するので、必ず確認してください。なお、回答した内容については本貸付公募実施要項に基づくものであり、回答内容の未確認等によって事業者が被った損失について市は一切の責めを負いません。

## 10. その他の注意事項

- ・提出した入札書を引換え、書換え又は撤回することはできません。
- ・入札参加者名の事前公表は行いません。
- ・入札参加者に関する情報、及び入札参加者数等の問い合わせについては一切お答えできません。
- ・入札申込書類等の返却は行いません。
- ・次のいずれか一に該当する入札は無効となります。
  - ア 提出期間外に到着したもの
  - イ 同一の入札について複数の入札書を入れたもの
  - ウ 入札書に記名・押印のないもの
  - エ 入札金額が訂正されたもの
  - オ 指定した書類が封筒に同封されていないもの
  - カ その他あらかじめ指定した事項に違反したもの
- ・入札参加者は、本案件の落札者の決定後に入札結果または本貸付公募実施要項の内容に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

## 11. 公募に関する問い合わせ先

伊丹市千僧1丁目1番地(市役所3階)

伊丹市 総合政策部 施設マネジメント課 担当:齊藤

電話:(072)780-4345

e-mail:[shisetsu-m@city.itami.lg.jp](mailto:shisetsu-m@city.itami.lg.jp)